

第 27 回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会 議事録

1 日 時

令和 7 年 8 月 19 日（火） 14 時から 16 時まで

2 場 所

横須賀市役所本庁舎 2 号館 4 階建設部会議室

3 出席者

（1）部会委員及び専門委員（7 名）

高梨委員（部会長）、飯島委員、笥委員、
名執委員、林委員、矢部委員、萩原専門委員

（2）事務局職員（5 名）

自然環境・河川課：引本課長、内田課長補佐、森塚担当
自然環境保全・活用担当課：鈴木担当課長、宮川主任

（3）関係職員（3 名）

公園建設課：高田課長
公園管理課：飯森課長
公園活用推進担当課：辰馬担当課長

4 傍聴者

2 名

5 開 会

（1）自然環境・河川課長挨拶

（2）定足数について

専門委員を除く委員 6 名の出席により定足数を満たしているため、会議が成立することを報告。

（3）会議資料確認

6 議 事

〔議題 1〕「横須賀市みどりの基本計画～生きものの恵みを未来へつなぐ～」の改定について

〔議題 2〕「横須賀市みどりの基本条例」の見直しについて

【議題１】「(仮称)横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」の改定について

- (１) 事務局から説明
- (２) 質疑応答等

■飯島委員

SDGs のウェディングケーキモデルを計画に記述したことで、自然資本の上に社会及び経済が成り立っているということが自然資本の重要性がわかりやすくなったと感じる。

コラム「自然のめぐみと人の健康との関係」において、これまではみどりの機能として「健康増進」のみが記述されていたが、「Well-Being」も記述したことによって、より今日の社会的背景を踏まえた表現になったと思われる。

「メンタルヘルスへの効果の主な調査結果」の記述について、文献の記述を引用したものだと考えられるが、その中で、「『樹木・その他の植物』を除く」の「除く」といった表現や「(『樹木・その他の植物』の調査研究なし)」といった表現の意味が不明瞭である。あえて申し上げるとこのような表現は記述したくない。引用した文献の記述ではそのように表現されているかもしれないが、例えば、草地に関する臨床研究は行われている。引用した報告書のみを用いて説明を行うと、本来言いたい「みどりの健康効果の実証や提言」とずれていくように感じる。

□内田課長補佐

今回記述した内容は記述してある文献から引用したものである。ご指摘にある通り、現在記述している「調査研究なし」といった表現は違和感があるので、表現方法の変更を行っていきたい。

■矢部委員

補足をすると、ストレスと樹木に関する研究事例が既にある。

■飯島委員

今回引用した文献だけに依らないということを前提にするならば、まず、「メンタルヘルスへの効果の主な調査結果」ではなく、「メンタルヘルスへの効果の主な研究成果」のようにするのがあり得ると考えられる。例えば、「草地や樹林を含む緑地としての空間、知覚対象としてのみどり、その中での活動体験等が人への健康効果があると様々な研究成果として認められている。」といった表現がよいのではないと思われる。その中で樹木や草地といった特定のみどりの記述を行うのであれば、千葉大学に研究を行っている先生がいるので参照いただきたい。

□森塚担当

今回記述した内容は引用した海外の文献に依ってしまっていたため、単独の文献だけでなく、国内をはじめ、複数の文献を参照して、記述内容の精査を行っていく。

■高梨部会長

現在の記述だと、引用している文献だけの結果を記述しているのか、そうでないのかも不明瞭である。この点についても注意しながら、修正を行っていただきたい。

□内田課長補佐

承知した。

■名執委員

資料6－1の前文については公にされるものなのか。もし、公にするのであるならば「生物多様性地域戦略」と単体で標記するのではなく、「生物多様性基本法第13条に基づく～」などと根拠法令を明記する必要がある。

□内田課長補佐

承知した。現段階で、資料6－1を公にすることは想定していない。また、公にする場合には根拠法の記述について十分に留意する。

■名執委員

コラムのバイオミクリーについて、前回から写真の変更があり、よいと思う。欲を言うのであれば、カワセミの写真をより大きなものにしていただきたい。日本鳥類保護連盟にも著作権フリーの画像があるので参照いただきたい。

■高梨部会長

嘴の部分を図示するなどの工夫を行うことで、模倣の意味合いがよくわかるようになると思われるので表現方法を検討していただきたい。

□内田課長補佐

承知した。

■名執委員

資料6－2の「4 生きものの現状」のp30に植物の外来種についての記述があるが、計画の重点施策の「外来生物対策の推進」では、動物への対応の記述が主であり、植物についての記述がみられない。外来植物への対応も行っていることを記述したほうがよい。

□森塚担当

動物も植物も含めた施策であるが、確かに現状の文章ではその点が伝わりにくいので、「動植物」と明記するなど、記述方法を再度検討していく。

■高梨部会長

施策＜ 3-3 外来生物対策の推進＞の方針や取組み内容が動物に限った内容になっているように受け止められる。オオキンケイギクといった特定外来生物の駆除についても言及していく必要があると思われる。

□内田課長補佐

植物に対しての記述もよりわかりやすく工夫する。

■名執委員

資料 6-2 の p50 の「量の個別目標『自然共生サイト～』」の文において、「本市の都市緑地」との記述があるが、野比かがみ田緑地や長坂緑地も都市緑地という位置づけなのか。

□森塚担当

都市公園法に基づく、都市公園の種別としての都市緑地である。

■高梨部会長

市内の都市緑地全てが自然共生サイトとして認定されたということか。

□宮川主任

野比かがみ田緑地のみ自然共生サイトとして認定されている。他の都市緑地については自然共生サイトの認定に向けて、保全に努めているところである。

■高梨部会長

認定については限定的なものであるため、「本市の都市緑地」という記述ではなく、「野比かがみ田緑地が認定された」と認定された場所を明示すべきである。そのうえで、「その他の都市緑地についても自然共生サイトの認定を目指す」のように表現したほうが具体的になり適切である。

□内田課長補佐

承知した。

■萩原委員

資料 6-2 の「5）汽水・淡水魚類・甲殻類・貝類」における外来種の項目において、文章の表現が「～のほか、～のほか」となり、不自然である。校正を行っていただきたい。

■高梨部会長

前回の部会において、「汽水・淡水魚類」と表現することが決まったが、それを受けての今回の表題が「5) 汽水・淡水魚類・甲殻類・貝類」となっており、「・」が続いている状態である。

「5) 汽水・淡水魚類 甲殻類・貝類」としてはいかがか。現在の表現では分類が不明瞭である。

□内田課長補佐

ご指摘に従い、修正する。

■矢部委員

5) 汽水・淡水魚類 甲殻類・貝類の減少している種にカワニナの記述があるが、これは本当に減少しているのか。他の地域においては増加しているという話を聞いたことがある。

また、国内移入種としてオイカワが挙げられているが、横須賀においては国内移入種と断定しているものなのか。

■萩原委員

前田川においては「イシマキガイ」の台頭によって、「カワニナ」の減少が確認されている。オイカワについても 1980 年代に釣り目的で放流されたもので、横須賀においては国内移入種である。

■林委員

「移入した」という表現は人為的なものであるということが理解できる。サカマキガイについても同様のものなのか。外来種を語る際に断定的に語ることは難しいと思われる。意図したもの、自然発生的に起こったものについては分けて考え、記述する必要があるのではないか。

「移入した」という表現は経路が明らかになっているものに使用するのではないか。

サカマキガイについてはヨーロッパ原産であるが、日本への移入についてはアメリカからだという報告もあり、その経路があいまいである。

■萩原委員

「導入」という言葉であれば、意図的であることが理解できるが、「移入」となると複数の意味も含み、表現として悩ましいところである。

□森塚担当

「持ち込まれた」という表現も一つだと考えられる。

■名執委員

「持ち込まれた」という表現を使う場合、外来生物法の策定の際には「意図的」もしくは「非意図的」という言葉を付け加えた。

■林委員

文章をよく確認すると、「コイやサカマキガイなど海外から移入したものの」と表現されている。コイについては移入経路がある程度明らかである。そのため、同列に表記するのは表現方法が難しい。

表現方法として、「持ち込まれた」等を用いず、「海外からのものの他に」という表現で動詞を用いないというのも一つの方法ではないか。

■高梨部会長

これに関しては、人為的・非人為的、「移入」や「持ち込まれた」など様々な要素が含まれたものであり、表現方法については再度検討すること。後日、名執委員、林委員、萩原委員に確認を行うこと。

□内田課長補佐

承知した。

■矢部委員

みどりの機能と生態系サービスについて。みどりの機能の中に「土壌の浸食抑止」と記述があるが、「土壌の侵食防止」が適切である。「浸食」は主に水によるものを意図しているとも思われるが、風による巻き上げなど、水以外にも土壌に影響を与える要素はあり、それを防ぐという意味では草が覆うことや樹木が覆っていることが土壌の状態を保つことになっている。「根による崩壊防止」の記述についても「表層崩壊の防止」が適切である。樹木等による深層崩壊防止機能はないため、表現を明確にするべきである。

資料6-2の地理的条件において、気温だけではなく、降水量の変遷も記述していただきたい。環境基本計画においては降水量の変遷の記述があったと記憶しているが、みどりの基本計画においても記述するべきである。現時点で具体的な資料を挙げることはできないが、○mm/h以上の降雨量の回数などでもよいのではないか。

資料6-2のp29に「ムノキ」と記述がある。「ムクノキ」の間違いではないか。

植物の外来種にアレチウリについての記述がみられないが、横須賀市内では問題ないという認識でよいのか。

□森塚担当

土壌への機能についての内容は学術会議（2001年）の森林機能を引用した。

■矢部委員

国土交通省や林野庁でも「土壌の侵食防止」と表現している。

■高梨部会長

みどりの機能の記述は、計画の根幹に関わることである。侵食防止とは、斜面緑地に限ったことなのか。

■矢部委員

傾斜地だけではない。植生があることで、風によって土が飛ばされることも防ぐ効果がある。そういった意味もあり、「浸食」ではなく、「侵食」の方が良い。

□森塚担当

国交省などで矢部委員のご指摘のような記載をしているということなので、記述を変更する。ムノキはムクノキの間違いなので訂正する。

□宮川主査

アレチウリについて、現段階では、増加の傾向はみられず、落ち着いているものと認識している。完全に防除したわけではないが、全ての外来植物を記述するときりがないため、市内でも特に目立つものに関して、本計画では記述している。

■矢部委員

拡大しやすい種で川から侵入することが多い種であるが、横須賀においては川が多くないため、侵入が落ち着いているのであれば、特段記述しなくてもよいと思われる。

■高梨部会長

横須賀市の実態ということで記述しないということで承知した。

降水については、近年都市計画においても大きな課題となっている。記述する内容としては気候変動により降雨強度が増していること、頻発化してきていることを示せる資料を載せるという認識でよい。

■矢部委員

その認識で間違いない。これについては横須賀に限定した資料を作成するのは難しいため、国内の傾向として示すのもよいと思われる。

□森塚担当

承知した。気象庁のデータ等を確認し、検討する。

■矢部委員

資料6－2のp37の図について、自然環境保全地域と鳥獣保護区がオーバーラップしていて見にくいので、見やすくしてほしい。

□内田課長補佐

承知した。

■矢部委員

資料6－2のp40、都市計画マスタープラン内に記述のある「緑」は漢字を使うので間違いな
いか。

□内田課長補佐

都市計画マスタープランでの記述は「緑」と漢字で記述している。

■矢部委員

承知した。

■寛委員

一市民としての意見として、本計画案はよくできたものだと感じている。ただし、ボリュー
ムがあり、市民が理解するのは難しく、また、実際に手に取って中身を見るかどうかは疑問で
ある。この点について、何か工夫ができるとよい。

令和4年度横須賀市民アンケート報告書によると、「気候が温暖」や「海や緑などの自然が豊
か」といったことが、住み続ける理由として挙げられている。「よいまち」というのは市民だけ
理解するのではなく、横須賀市民以外にもPRできるとよいと思われるので、この点について、
所管外の部分でもあると思うが、庁内で検討していただきたい。

□内田課長補佐

承知した。

■名執委員

資料6－2の第1章の表題「2 『みどり』の基本的な考え方」に違和感がある。ここで「(1)
みどりとは」、「(2) 生物多様性とは」とそれぞれについて説明を行っているため、「2 みど
りなどの基本的な考え方」や「2 『みどりと生物多様性』の基本的な考え方」としてはいか
がが。

■高梨部会長

本計画が「みどりの基本計画」のため、「2 『みどり』の基本的な考え方」とし、「みどり」
には何が含まれているかという説明をしている箇所と認識している。

横須賀市みどりの基本計画における「みどり」とは何かということをこれまで深く議論して
きた。自然地の有無だけでなく、オープンスペースを含めることや、土地の所有形態といった
内容を含めて「みどり」の対象を決め、「みどり」の基本的な考え方が積みあがってきている。
そのうえで生物多様性や生態系サービスを「みどり」の中でどのように位置づけていくのかと

いう整理を「2 『みどり』の基本的な考え方」で行ってきているのではないか。

■名執委員

表紙裏の基本的事項において、「みどり」の定義があるが、その中には生物多様性に関する用語の説明がみられない。そのうえで「2 『みどり』の基本的な考え方」において（2）生物多様性とはと述べることに違和感がある。そのため、前述した「2 みどりなどの基本的な考え方」や「2 みどり・生物多様性の基本的な考え方」としてはいかがか。

■高梨部会長

「みどり」の定義の中で、「生物の生息・生育・繁殖地」の位置づけについて、十分に議論が行われてきたが、このことと生物多様性の関係についての議論は社会的にも昇華されていないと認識している。みどりといった「具体的」なものと生物多様性といった「概念」が混雑するなかで、みどりの基本計画に生物多様性地域戦略を位置付けるにあたり、基本的な事項に生物多様性の話を盛り込んだのではないか。

生物多様性地域戦略との枠組みがかえって混乱するのであれば、対応を考えなくてはならないが、なにか代案はあるか。

■名執委員

資料6-2のp1では「1 計画の基本的な考え方」とされている。そのため、「2 『みどり』の基本的な考え方」は「2 計画の対象となるものの基本的な考え方」としてはいかがか。

□内田課長補佐

事務局としては広義の意味合いで「みどり」という単語を捉え、「2 『みどり』の基本的な考え方」としてきた。そのうえで「2 『みどり』の基本的な考え方」において（2）生物多様性の説明を行っているものである。名執委員のこれまでのご指摘を踏まえると、現状の表現では生物多様性について、わかりづらいという認識でよいか。

■名執委員

その認識で間違いはない。そのため、「2 計画の対象となるものの基本的な考え方」としてはいかがかという提案をさせていただいた。

■林委員

資料6-2のp9の表題は「3 近年のみどりと生物多様性に関する動向」という記述されている。これを応用し、「2 『みどり』と『生物多様性』の基本的な考え方」という文章とすれば、基本的事項を踏まえた表現になるのではないか。

■高梨部会長

1章においては本計画における「みどり」と「生物多様性」の整理を行っているものとし、表題については「2 『みどり』と『生物多様性』の基本的な考え方」とすること。この際、同一の概念にはならないため、鍵括弧で分けて表記すること。

□内田課長補佐

承知した。

■名執委員

資料6-2のp9のコラムにおいて、パリ協定についての記述がある。採択された2015年の記述を追記すること。また、「生物多様性は、平成4年（1992年）に開催された地球サミットにて、～」との記述だが、生物多様性条約は地球サミットが開催される前の1992年5月にケニアにて採択されたもので誤った記述である。そのため、「生物多様性は、地球サミットが開催された平成4年（1992年）に、～」と修正すること。

□内田課長補佐

承知した。

■矢部委員

資料6-2のp9の表題は「3 近年のみどりと生物多様性に関する動向」についても「2 『みどり』と『生物多様性』の基本的な考え方」と同様に鍵括弧をつけたほうがよい。

□内田課長補佐

承知した。ご指摘の通り、修正する。

■林委員

平成28年のみどりの基本計画と比較して、コラムが入ったことが本計画の中でもよい点である。内容についてもわかりやすく解説されており、市民が関心を持つきっかけになるのではないかと考えられる。そこで、目次にコラムの一覧を載せるのはいかがか。ただし、現状の目次に並べるように記述するのは視認性にかけるため避けること。資料編の前に記述するのがよいと思う。

■高梨部会長

報告書において、コラムが記述されるのはよくあることである。一方で、計画においてコラムを記述することは少なく、新たな取り組みであると思われる。コラムがあることがわかるように工夫をすること。

□内田課長補佐

承知した。

■林委員

資料6－2のp12のコラムについて。「自然や生きものにふれましょう」の項目内が「触れる」になっている。また、生きものにふれることを推奨するような文章構成になっているが、ふれることが危険な生物が存在する。そのため、「ふれあい」という言葉にとどめるか、危険な生物に対する警鐘を書く必要があるのではないか。

□内田課長補佐

承知した。

■林委員

資料6－2のp26に掲載されている久里浜1丁目公園は運動公園か。運動公園でないのであれば、どういう意図で掲載したのか。

□森塚担当

久里浜1丁目公園は運動公園ではない。また、掲載した公園の選定基準は近年リニューアルしたものである。

■高梨部会長

「直近整備された公園」のような表現にしたらどうか。

□内田課長補佐

承知した。

■林委員

資料6－2のp31 スナメリの減少の記述について、減少理由として「湾岸整備により姿を消した」とあるが、調べた限り、東京湾の船舶の往来が増加したことが要因である。また「藻場の減少により」とあるが、スナメリは雑食であり、海藻を主食としているわけでもないので、港湾整備によるものではない。

□宮川主任

「東京湾の船舶の往来が増加した」の記述をそのまま引用するのでよいのか。

■林委員

「東京湾の海上利用の増加により」の方が包括的になるため、よいかと思う。

□宮川主任

承知した。

■林委員

資料6－2のp37の保護地区の記述について。天然記念物は県指定と市指定があるはずである。これについては指定主体がわかるように分けて記述すること。

□内田課長補佐

承知した。

■高梨部会長

最後の確認になるが、外来種の「移入」の表現については修正後、名執委員、林委員、萩原委員に確認を行うこと。

生物多様性地域戦略を位置付けるということで本計画の審議を進めてきたが、横須賀のみどりと生物多様性の方向性が見えてきたように感じる。ここまでの意見をもって、最終案として次回の環境審議会に諮る。なお、事務局は環境審議会までに委員の意見を反映し、部会長に確認を行うこと。

【議題2】「横須賀市みどりの基本条例」の見直しについて

- (1) 事務局から説明
- (2) 質疑応答等（意見なし）

■高梨部会長

条例の見直しに関しては委員から異議もないため、最終案として次回の環境審議会に提出するので、事務局で準備すること。

7 その他

以下の3点について事務局から連絡

- (1) 後日意見等がある場合には、8月21日（木）までに連絡をいただきたい。
- (2) 次回の環境審議会は8月25日（月）に開催予定。
環境審議会にて計画及び条例の最終案を提出予定。
- (3) 市役所北口駐車場利用の駐車券の処理について。

以上